

広島市安佐南区告示第 2 5 号

令和 8 年 8 月 2 4 日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和
2 7 年広島市規則第 5 1 号）第 2 条第 5 項の規定
に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標
が失効したことを告示します。

広島市安佐南区長 高山 豊司

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 1 5 - 8 0